

スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業 審査基準

I. 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書等について、書類審査を実施し、評価方法及び評価項目に基づき評価を行い、その評価得点及び技術審査委員会の意見を踏まえ、予算の範囲内で交付内定を行う。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることもある。

II. 評価方法

評価は、提出された事業計画書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うこととし、下記の評価項目ごとに評価基準による5段階評価を行い、各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。

なお、評価点が35点以下の場合は不合格とする。

<評価基準>

大変優れている＝5点（10点）、優れている＝4点（8点）、適当＝3点（6点）、やや劣っている＝2点（4点）、劣っている＝1点（2点）

※（ ）内は重点評価項目の得点

【評価項目】

地域スポーツコミッション多角化支援事業について、以下の項目で評価する。

なお、（※）を付けた4項目については、今回の採択事業選定における重点指標となるため、得点を2倍として採点する。

また、本事業の採択を受けていない自治体を優先的に採択するため、過年度採択実績の無い自治体については、加点対象とする。

- (ア) 地方公共団体・民間企業・スポーツ団体等の連携体制が整っており、実施する事業において、申請を行う地方公共団体が一元的に責任を負う体制が整っている。
※
- (イ) 事業の目的・取組内容が、地域の抱える課題やその背景を踏まえた、具体的な内容となっており、かつ実現性が高いものであると評価できる内容になっている。
※
- (ウ) 成果目標が、事業全体のねらいを踏まえた定量的な目標が設定され、適切に評価・検証できる方法・体制が整っている。※
- (エ) 本取組が、一過性の取組ではなく、事業終了後も持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための、具体的な中長期計画が設定されている。※
- (オ) 適切な経費計上となっている。
- (カ) 事業計画書の記載内容が意欲的な提案であり、スポーツによるまちづくり・地域活性化に向けて強い意志や決意が感じられる。

(キ) 過年度採択実績がない場合は加点（5点）

(ク) 「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰（「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度に関する実施要綱）を受賞しているかつ、受賞された計画の計画期間内であること（1点）。（受賞していない場合は0点）